○富田林市民間保育所等運営費補助金交付要綱

昭和４８年１２月１５日

要綱第３号

令和元年要綱第３０号

（目的）

第１条　この要綱は、本市内において、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園並びに児童福祉法第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業及び同条第１０項に規定する小規模保育事業（以下「保育所等」という。）を運営する事業者（以下「事業者」という。）に対し、富田林市民間保育所等運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保育内容の充実を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

（補助の要件）

第２条　この補助金は、次の各号のいずれにも該当する事業者に交付する。

（１）　入所児童のうち３歳未満児が２割以上入所していること。ただし、３歳未満児保育の必要性の度合が低い地域形態のあるところについてはこの限りでないこと。

（２）　在籍児童が定員を著しく超えておらず、定員の厳守について早急に改善される見込みがあること。

２　前項の規定にかかわらず、この補助金（別表に規定する障がい児保育特別対策費補助に限る。）は、本市内に住所を有する障がい児（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第１９条第１項に該当する児童に限る。）が通う、本市外において保育所等を運営する事業者に対しても、当該保育所等が所在する市区町村と協議の上、交付することができる。

（補助の種別等）

第３条　この補助金の種別及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助金の交付を申請しようとする者は、別記様式第１号による補助金交付申請書を市長の指定する日までに提出しなければならない。

２　前項の申請書には、歳入歳出予算書を添付しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第５条　市長は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請にかかる書類等により、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

２　市長は、前項の場合において、適当な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請にかかる事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

（補助の条件）

第６条　市長は、補助金の交付決定をする場合において次に掲げる条件を附するものとする。

（１）　補助金にかかる収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ事業完了後５年間保管しておかなければならないこと。

（２）　認定こども園及び小規模保育事業の設備及び運営にあっては関係法令に、家庭的保育事業の設備及び運営にあっては富田林市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年富田林市条例第１９条）に適合すること。

（３）　申請書の記載事項に変更があつた場合は、変更のあつた日から１カ月以内にその旨を報告すること。

（４）　補助金の交付の目的を達成するために行う実地調査に協力すること及び必要書類の提出要求に応じること。

（補助金の交付の決定の通知）

第７条　市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容

及びこれに附した条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助申請の取下げ）

第８条　補助金の交付申請の取り下げをすることができる期間は、前条の通知を受け取つた日から３０日以内とする。

（実績報告）

第９条　補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、別記様式第２号による補助事業実績報告書を翌年度の４月２０日までに市長に報告しなければならない。

２　前項の実績報告書には、歳入歳出決算見込書を添付しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第１０条　市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類審査により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１１条　この補助金は、第５条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払いにより交付するものとする。

２　前項の規定により、補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の交付の決定通知を受け取つた日以降速やかに、別記様式第３号による補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（決定の取消）

第１２条　市長は、補助事業者が補助金の他の用途への使用をし、その補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

２　前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

３　第５条の規定は、前２項の規定による取り消しをした場合についても準用する。

（補助金の返還）

第１３条　市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

２　市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第１４条　補助事業者は、第１２条の規定による取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年１０．７５％の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

２　前項の規定により加算金を納入しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

３　補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年１０．７５％の割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

４　第１項又は前項の規定に定める加算金又は延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年あたりの割合は、うるう年の日を含む期間についても３６５日あたりの割合とする。

（他の補助金の一時停止等）

第１５条　市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種

の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

附　則

この要綱は、昭和４８年４月１日から適用する。

（略）

附　則（昭和６１年要綱第５号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、昭和６１年度の補助事業から適用する。

附　則（昭和６２年要綱第６号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、昭和６２年度の補助事業から適用する。

附　則（平成元年要綱第８号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成元年度の補助事業から適用する。

附　則（平成２年要綱第２号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成元年度の補助事業から適用する。

附　則（平成２年要綱第４号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成２年度の補助事業から適用する。

附　則（平成３年要綱第８号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成３年度の補助事業から適用する。

附　則（平成４年要綱第１４号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成４年度の補助事業から適用する。

附　則（平成５年要綱第１４号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成５年度の補助事業から適用する。

附　則（平成６年要綱第１１号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成６年度の補助事業から適用する。

附　則（平成７年要綱第２７号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成７年度の補助事業から適用する。

附　則（平成８年要綱第１２号）

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成９年要綱第１８号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成９年度の補助事業から適用する。

附　則（平成１０年要綱第１７号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成１０年度の補助事業から適用する。

附　則（平成１１年要綱第３３号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成１１年度の補助事業から適用する。

附　則（平成１２年要綱第４３号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成１２年度の補助事業から適用する。

附　則（平成１３年要綱第２６号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成１３年度の補助事業から適用する。

附　則（平成１４年要綱第４３号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成１４年度の補助事業から適用する。

附　則（平成１６年要綱第２４号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成１６年度の補助事業から適用する。

附　則（平成１８年要綱第１０２号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成１８年度の補助事業から適用する。

附　則（平成２０年要綱第９３号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成２０年度の補助事業から適用する。

附　則（平成２２年要綱第５９号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成２２年４月１日から適用する。

附　則（平成２４年要綱第７５号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成２４年４月１日から適用する。

附　則（平成２６年要綱第５１号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成２６年４月１日から適用する。

附　則（平成２７年要綱第４６号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成２７年度に係る事業から適用する。

附　則（平成２８年要綱第１０号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成２７年度に係る事業から適用する。

附　則（平成３０年要綱第５４号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成３０年度の事業から適用する。

附　則（令和元年要綱第３０号）

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行し、第１条の規定による改正後の富田林市民間保育所等運営費補助金交付要綱及び第２条の規定による改正後の富田林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の減免に関する要綱の規定は、令和元年１０月１日から適用する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、第２条の規定による改正前の富田林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の減免に関する要綱の様式の用紙で、現に存在するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（令和２年要綱第　　号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第２条、第３条関係）

<table>
<tr><th>補助種別
（A）</th><th>補助対象経費
（B）</th><th colspan="4">算定基準（C）</th><th>補助基本額
（D）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">損害賠償責任保険料補助</td><td>損害賠償責任保険の加入に要する保険料の年額</td><td>３０名定員以下
６０名定員
９０名定員</td><td>３，０００円
４，５００円
６，０００円</td><td>１２０名定員
１５０名定員以上</td><td>７，５００円
９，０００円</td><td>BとCの少ない方の額</td></tr>
<tr><td>日本スポーツ振興センター</td><td colspan="4">児童１人当たり　　（年　　額）　１４５円</td><td>BとCの少ない方の額</td></tr>
</table>

	加入に要する経費		
保育改善費補助	保育改善基本額を超えて支出する児童の直接処遇にかかる保育内容の向上に要する経費	児童１人当たり　（年額）　２，３６０円	BとCの少ない方の額
給食費補助	３歳以上の児童の給食費保護者負担の軽減等に要する経費	３歳以上の児童１人当たり　（年額）　１，２００円	C
時間外保育補助	最低基準に定める８時間を超えて１１時間まで保育するに要する保育士等の人件費	（補助対象保育士数－２）×２４日×１２か月×３，０００円	BとCの少ない方の額
	「延長保育の実施について（平成２７年７月１７日雇児発０７１７第１０号）」	子ども・子育て支援交付金交付要綱に定める基準額	

	の別紙・延長保育事業実施要綱に定める要件を有していると認められる保育所で１１時間を超えて保育するのに要する経費		
障がい児保育特別対策費補助	富田林市障がい児保育実施要綱（平成２８年富田林市要綱第１６号）（本市外の事業者にあっては、当該事業者が運営する保育所が所在する市町村が定める規定）に基づき入所した障がい児を保育するに要する保育士等の人件	補助対象保育士数（端数切上げ）×２４日×１２か月×７，２５０円	BとCの少ない方の額から、各園へ支払う委託費における療育支援加算額を控除した額

<table>
<tr><td></td><td>費</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td>保育特別対策費補助</td><td>１歳児担当保育士の配置基準を６：１から５：１とするための人件費</td><td colspan="4">補助対象保育士数×２４日×１２か月×７，２５０円
<table><tr><td></td><td colspan="2">１歳児の人数</td></tr><tr><td>補助対象保育士数</td><td>５～３５人</td><td>３６人以上</td></tr><tr><td></td><td>１人</td><td>２人</td></tr></table></td><td>BとCの少ない方の額。ただし、４月１日と１０月１日を基準日とし、６か月ごとに補助基本額を算出する。</td></tr>
<tr><td>園外保育等行事費補助</td><td>園外保育等行事の実施に要する経費の年額</td><td>２０人定員
３０人定員
６０人定員</td><td>１０，０００円
１５，０００円
３０，０００円</td><td>９０人定員
１２０人定員
１５０人定員以上</td><td>４０，０００円
６０，０００円
８０，０００円</td><td>BとCの少ない方の額</td></tr>
<tr><td>施設管理費補助</td><td>害虫及びネズミ駆除等のために実施する園舎消毒、樹木消毒及び樹木剪定に要する経費</td><td colspan="4">（年額）　１００，０００円</td><td>BとCの少ない方の額</td></tr>
<tr><td>貸おむつ使用料補助</td><td>児童の貸おむつ使用に要する経費</td><td colspan="4">０歳及び１歳の児童１人当たり　（月額）　１，６３０円</td><td>BとCの少ない方の額</td></tr>
<tr><td>貸ふとん</td><td>児童の貸ふと</td><td colspan="4">０歳から２歳までの　（月　５５０円</td><td>BとCの少な</td></tr>
</table>

使用料補助	ん使用に要する経費	児童１人当たり　　額）	い方の額
保健衛生費補助	児童の検尿に要する経費	児童１人当たり　（年　額）　３９１円	BとCの少ない方の額
保育所地域活動補助	保育所の有する専門的機能を、地域の需要に応じて幅広く活用するのに要する経費	①世代間交流事業　（年　額）　２５０，０００円 ②地域における異年齢児交流事業　（年　額）　２５０，０００円 ③地域の子育て家庭への支援事業　（年　額）　２５０，０００円	BとC①～③の合計の少ない方の額。ただし、３５０，０００円を上限とする。
乳児保育促進事業費補助	年度途中の乳児の入所需要に対応するため、年度当初において児童福祉施設最低基準に規定する保育士のほかに、乳児保育のための保育士を配置するに要する経費	１園当たり　（年　額）　８８２，０００円	BとCの少ない方の額
家庭支援推進保育所事業費	「家庭支援推進保育事業の実施について	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に定める基準額	BとCの少ない方の額

補助	（平成２７年４月１３日雇児発０４１３第１８号）」の別紙・家庭支援推進保育所事業実施要綱に基づく事業の実施に要する経費		
子育て支援保育士事業補助	地域における子育て支援機能を充実するために要する子育て支援保育士等の人件費	補助対象保育士数（１人）×２４日×１２か月×７，２５０円	BとCの少ない方の額
保育士再就職支援研修補助	保育を支える保育士の確保のため、保育士資格を有する求職者の保育所での勤務に結びつく実習等の対応に要する職員の人件費	補助対象職員数（１人）×５日×７，２５０円	BとCの少ない方の額